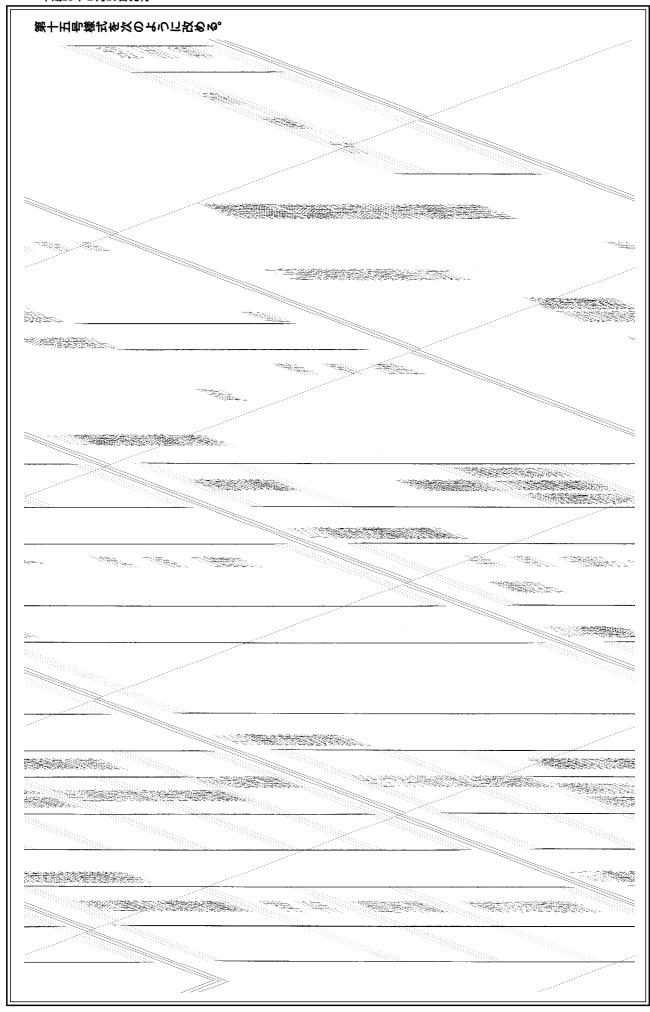
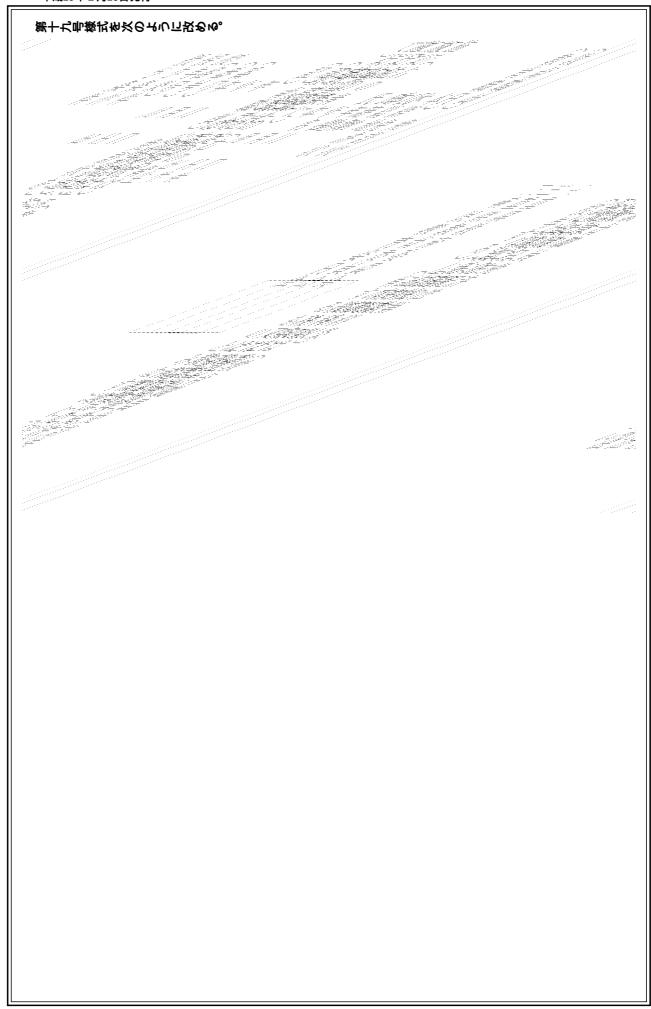
三重県教育委員会

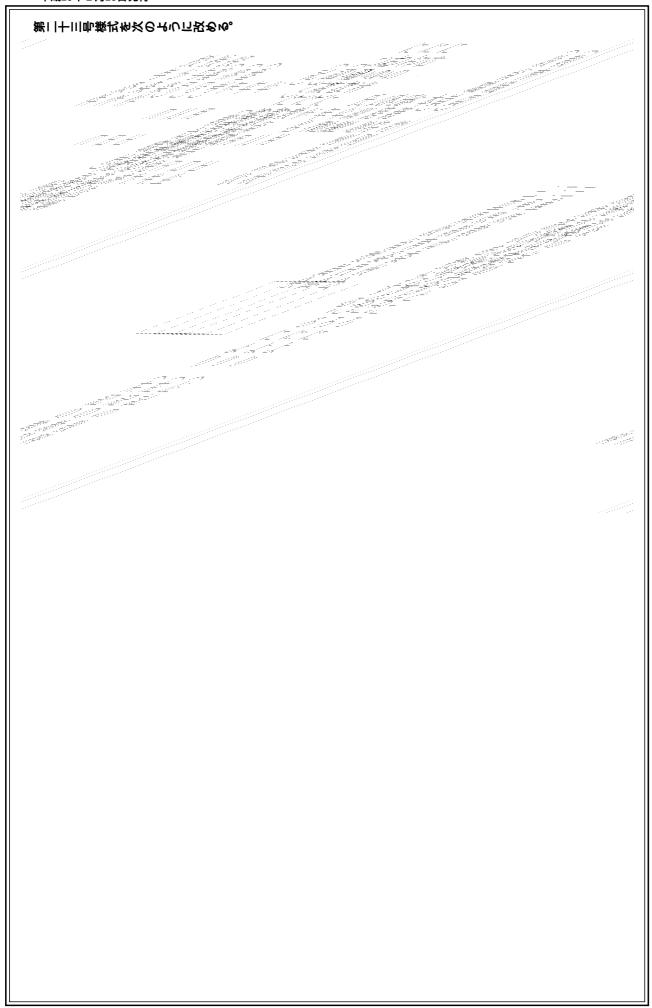
~~~	~~~~	······	······	······	·····	~~~~	······	~~~
				次				
規	則	教職員免許状に関する規則 公立学校の非常勤職員の <b>報</b>		する規則 償に関する規則		人材	政策室	1頁
		の一部を改正する規則				福利・	給与室	8頁
			規	則				
私	<b>を職員</b>	免許状に関する規則の一部をご	改正する規則を	さここに公布します。				
	字成二·	十三年二月二十八日						
				三重県教育委員会委員長	無	¥	田	}
<del>      </del>	県教育	委員会規則二号						
	教育	職員免許状に関する規則の一部	鉛を改正する 増	<b>《</b> 配				
揪	存職員	免許状に関する規則(昭和四-	<b>下大年三重県教</b>	<b>称育委員会規則第六号)の</b>	一部を次	64n	に改正する	°

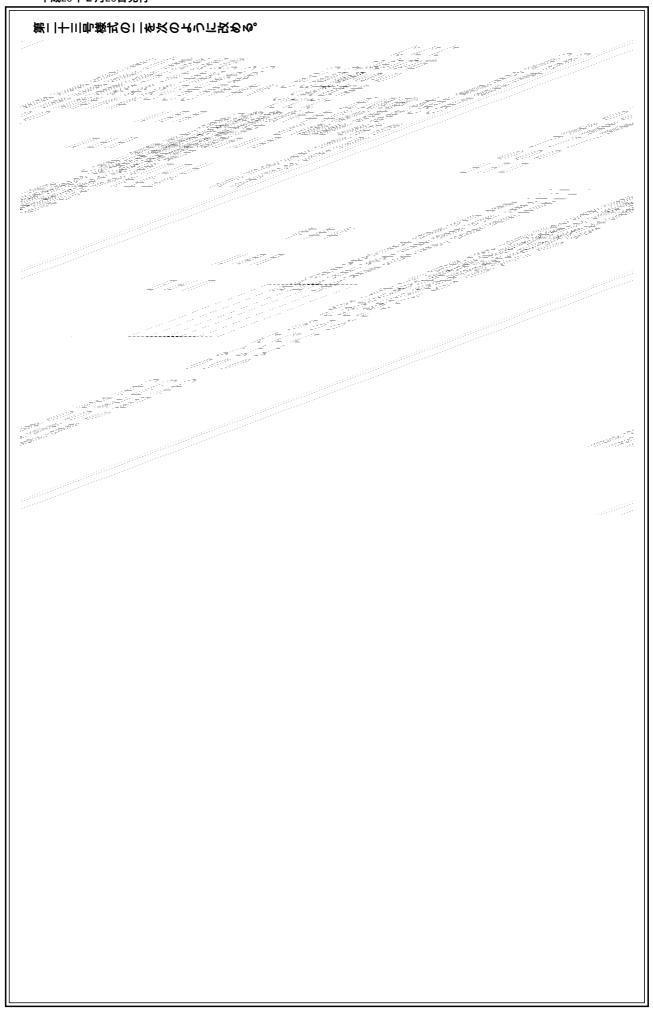
	,			
受付印	]			
				校
所				長
轄				[印]
庁				
	J			
			教育職員	検定申請書
年 月 日				
年 月 日				
		二番旧数玄禾昌入	: ~ <del>7</del>	
		三重県教育委員会を	) (	
	7			
		現 住 所		. + = ^{= = = =}
	1	勤務先又は		
		勤務予定校		
本籍地	1	フ リ が ナ		
都道	+	名 前		
40 但		借書で正確に		
府県		記載すること		
		生年月日	<u></u>	月 日生
性 別 男 女			年	
を除く)の ある ない		平成21年3月31日以前に普	通免許状又は特別的	<b>免許状(臨時免許</b> 化
<u> </u>	J	授与を受けたことが	· · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		次の教育職員免許状を教育	鎌昌検完のろう坪片	生してください
		グウス 自城員 元 I 小で 収 目	戦員快定♥ノノへ]又一	守してくたさい。
	]	いの免		
		ずみ許	教諭	免許状
教科又は		れ記 状		
教育領域		か入しの		
		-   種		助教諭免許状
		  方 類	=	
	<u> </u>			
	-			











宏三

- この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 調整をして使用することができる。2)この規則の施行前に改正前の教育職員免許状に関する規則により作成されている用紙は、当分の間、必要な

平成二十三年二月二十八日公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

三重県教育委員会委員長 清水 明

三重県教育委員会規則第三号

公立学校の非常勧職員の報酬及び費用弁備に関する規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁備に関する規則(昭和三十二年三重県教育委員会規則第三号)の一部

第三条第二項中「十日」を「二十一日」に改め、「近い」の下に「休日、」を加える。第二条第四項中「十日」を「二十一日」に改め、「近い」の下に「休日、」を加える。

湖 湖

(福作器田)

- この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(幽理團)

- **2 この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた手当の支給日については、なお従前の例による。**
- 規則第三条第二項中「二十一日」とあるのは、「十六日」とする。る月の手当の支給日については、この規則による改正後の公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁備に関する3 公立学校の非常勤職員の報酬及び費用弁備に関する規則第三条により支給されるこの規則の施行の日の属す

発 行津市広明町13番地三重県教育委員会

印刷 刷有限会社第一プリント社